

黒部市指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：黒部市指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

枕野棚田（142,415 m²/101 筆）、浦山 12 区棚田（224,045 m²/175 筆）、明日棚田（84,348 m²/134 筆）、阿窪棚田（145,400 m²/142 筆）範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

（枕野棚田）（浦山 12 区棚田）（明日棚田）（阿窪棚田）

中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地について、荒廃農地となっている箇所はない。令和 11 年度末まで引き続き現状維持を目指す。

・集落機能強化

（浦山 12 区棚田）（明日棚田）（阿窪棚田）

棚田畦畔の草刈り作業において、新たに中山間地域等直接支払交付金の集落協定以外の人員（2 名以上）との共同作業を年 2 回以上実施する。

・生産性向上

（枕野棚田）

令和 6 年度までにドローンを 1 台導入し、農作業の効率化を図ることができたが、ドローンのオペレーターやナビゲーター、農家の作業中の事故を防止すべく、法面および危険法面へ防草シートを設置し、安全性を確保するとともに、草刈り等にかかる作業の省力化・効率化（16 時間/人→4 時間/人）を図る。

（浦山 12 区棚田）

令和 6 年度までにドローンを 1 台導入し、農作業の効率化を図ることができたが、ドローンのオペレーターやナビゲーター、農家の作業中の事故を防止すべく、防草シートを年 2 か所（農地面積 0.2ha）設置して安全性を向上させるとともに、草刈り等にかかる農作業の省力化・効率化（3 時間/人→0 時間/人）を図る。

（明日棚田）

侵入防止柵を設置しているが、新たに被害が発生した箇所については、侵入防止柵の整備を促進し、被害の減少に努める。侵入防止柵整備済箇所については、野生鳥獣の侵入を可能な限り防ぐため、研修などにより適切な侵入防止柵の管理方法を徹底する。

（阿窪棚田）

侵入防止柵の整備を促進し、令和 11 年度末までに年間の被害面積を 0.5ha 以内に抑える。また、適切な侵入防止柵の管理を行っていくため、5 年間で 1 名以上、管理に関する研修を受講する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・生産性向上

(浦山 12 区棚田)

棚田畦畔の崩壊に伴う圃場の湛水不良を改善するため、畦塗機による補修を 1 ha/年実施する。老朽化した電気柵の更新と新設により、鳥獣被害面積を令和 6 年度の 0.8ha から 0.5ha 以内に減少させる。

・棚田の価値を生かした活動

(枕野棚田)

そばの作付けを令和 11 年度末までに令和 6 年度の 1.9ha から 3.5ha に増加させ、良好な景観を形成するとともに、そばの選別機・製粉機の導入により、地域産業の振興を目指す。

(浦山 12 区棚田)

浦山 12 区棚田は、くろべ牧場への通り道沿いに点在している。麦や大豆を作付けし、収益性の向上に努めるとともに、また、道沿いの草刈りを実施し、景観の維持を図る。

(阿窪棚田)

そばの作付けを令和 11 年度末までに令和 6 年度の 0.3ha から 0.4ha に増加させるとともに、路地植えやプランターにより景観植物を植栽することで、良好な景観を形成する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・集落機能強化

(浦山 12 区棚田)

浦山 12 区棚田が位置する浦山地区では、地元組織が、小中学生及び地元住民向けに蛍の観察会を年 1 回開催している。地元組織と連携し、蛍が生息できる自然環境を保全するために、蛍の幼虫がふ化した後の梅雨明け頃の草刈りや、水路の中での生息環境を確保するため泥上げを部分的にとどめるなどの協力を呼び掛ける。また、蛍を説明できる人材を令和 10 年度末までに 1 名育成し、観察会の参加者数を令和 6 年度の 15 人から年間 40 人程度まで増加させる。

(明日棚田)

休耕田を利用したそばの生産に取り組んでおり、市内小学生や保護者を招き、そば打ち体験や試食が楽しめる「そば収穫祭」を開催している。子供からお年寄りまで参加することで世代間交流の場となっており、継続実施することで棚田地域の振興を図る。

・生産性向上

(浦山 12 区棚田)

トラクター用ブームマスターアタッチメントを令和 11 年までに購入し、棚田沿いの道路の草刈りを実施し、景観の維持と合わせて、草刈り作業の負担を 5 割軽減する。

・ 棚田の価値を生かした活動

(枕野棚田)

新たにそばの播種、収穫に他地域の住民や近隣小学校の児童等の参加を求め、近隣のくろべ牧場や隣接集落と連携して収穫祭を開催する。令和11年度末までに延べ150人の参加を目指す。

(阿窪棚田)

関係団体の協力のもと、そばの播種、収穫等に親子の参加を求め、花鑑賞会や収穫祭を開催する。令和11年度までに他地域からの参加者を令和6年度の70人から年間100人に増加させる。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・ 耕作放棄の防止・削減

(枕野棚田) (浦山12区棚田) (明日棚田) (阿窪棚田)

中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定参加者の協力のもと、耕作をはじめ、農地の草刈や水路管理を行い、耕作放棄地や遊休農地の発生を防止する。

・ 集落機能強化

(浦山12区棚田) (明日棚田) (阿窪棚田)

棚田畦畔の草刈り作業において、新たに中山間地域等直接支払交付金の集落協定以外の人員(2名以上)との共同作業を年2回以上実施する。

・ 生産性向上

(枕野棚田)

法面および危険法面への防草シートの設置により、安全性を確保するとともに作業効率の向上を図る。

(浦山12区棚田)

防草シートを年2か所(農地面積0.2ha)設置し、生産性、作業効率の向上を図る。

(明日棚田) (阿窪棚田)

侵入防止柵の設置及び適切な管理を徹底し、生産性向上を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・ 生産性向上

(浦山12区棚田)

棚田畦畔の崩壊に伴う圃場の湛水不良を改善するため、畦塗機による補修を1ha/年実施する。また、老朽化した電気柵の更新と新設を行い、鳥獣被

害面積の減少を目指す。

- ・ 棚田の価値を生かした活動

(枕野棚田)

令和 11 年度末までにそばを 3.5ha 作付けし、良好な景観を形成するとともに、そばの選別機・製粉機の導入により、地域産業の振興を目指す。

(浦山 12 区棚田)

浦山 12 区棚田は、くろべ牧場への通り道沿いに点在している。麦や大豆を作付けし、収益性の向上に努めるとともに、道沿いの草刈りを実施し、景観の維持を図る。

(阿窪棚田)

令和 11 年度末までにそばを 0.4ha の農地で作付けするとともに、路地植えやプランターにより景観植物を植栽することで、良好な景観を形成する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 集落機能強化

(浦山 12 区棚田)

地元組織と連携し、蛍が生息できる自然環境を保全するために、蛍の幼虫がふ化した後の梅雨明け頃の草刈りや、泥上げを部分的にとどめることなどの協力を呼び掛ける。また、令和 10 年度末までに蛍を説明できる人材を 1 名育成する。

(明日棚田)

休耕田を利用したそばの生産に取り組んでおり、市内小学生や保護者を招き、そば打ち体験や試食が楽しめる「そば収穫祭」を開催している。子供からお年寄りまで参加することで世代間交流の場となっており、継続実施することで棚田地域の振興を図る。

- ・ 生産性向上

(浦山 12 区棚田)

トラクター用ブームマスターアタッチメントを令和 11 年までに購入し、棚田沿いの道路の草刈りを実施し、景観の維持と合わせて、草刈り作業の負担を 5 割軽減する。

- ・ 棚田の価値を生かした活動

(枕野棚田)

新たにそばの播種、収穫に他地域の住民や近隣小学校の児童等の参加を求め、近隣のくろべ牧場や隣接集落と連携して収穫祭を開催する。

(阿窪棚田)

関係団体の協力のもと、そばの播種、収穫等に親子の参加を求め、花鑑賞会や収穫祭を開催する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の黒部市指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 黒部市指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

黒部市指定棚田地域振興協議会は黒部市、農業者、関係団体、地域おこし協力隊で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

棚田地域振興法第8条第10項にもとづき、協議会の構成員は、相協力して、指定棚田地域振興活動計画の実施に努める。